

【インベスト香港（東京）ニュースレター第4号】

各位

平素より大変お世話になっております。インベスト香港 東京事務所です。

香港では、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきました。5月8日時点で香港域内での感染者数は18日連続ゼロとなっており、政府は5月初旬より感染予防・拡大防止対策を一部緩和しました。

これに伴い、企業による経済活動も徐々に活発になってきております。

今回は、香港の最近の動向と政府支援策に関する情報をお送り致します。

お役立ていただけますと幸いです。

=====

インベスト香港（東京）ニュースレター（第4号）

=====

【今回のトピックス】

1. **香港における新型コロナウイルス感染予防・拡大防止対策の一部緩和措置（5月8日現在）**
2. **香港の主な経済指標、景気動向指数**
3. **香港政府による経済振興と企業支援策（4）**
 - 業界別支援（その3）
 - a) 法曹界への支援
 - b) 教育機関、教育関連産業等への支援
 - c) 保育所・託児所への支援
 - d) 金融サービス業への支援
 - e) 不動産業への支援
 - f) 旅客・貨物運送業への支援
 - g) 芸術文化、クリエイティブ産業への支援

1. 香港における新型コロナウイルス感染予防・拡大防止対策の一部緩和措置（5月8日現在）

- 4月29日より中国本土、マカオ、台湾から入境する香港経済に貢献するビジネス関係者の検疫免除（製造拠点運営、ビジネス活動、税務・会計・法務・コンサルティング等のプロフェッショナルサービスの提供目的の必要不可欠な出張に限る）。
- 5月4日より公務員の在宅勤務を解除し、公共サービスも段階的に再開。
- 5月27日より段階的に学校を再開。
- 5人以上での集まりの禁止を、9人以上に緩和。5月21日まで実施。

- レストランでの各テーブルの定員数を4名以下から8名以下に緩和。5月21日まで実施。
- バーとパブについては営業再開を認めるが、収容人数の半分とし各テーブル定員4名以下、ライブパフォーマンスやダンスの禁止などの条件を義務付け。
- ゲームセンター、フィットネスセンター、娯楽施設、麻雀店、美容院、マッサージ店の営業再開を認める。

その他の対策緩和や詳細については、こちら：

<https://www.info.gov.hk/gia/general/202004/28/P2020042800821.htm>

<https://www.info.gov.hk/gia/general/202005/05/P2020050500874.htm>

2. 香港の主な経済指標、景気動向指数

- 1-3月失業率（速報値、季節調整済み）
4.2%（前期比+0.5%）
- 3月総合消費者物価指数（総合CPI）
前年同月比+2.3%（1-2月平均比0.5ポイント上昇）
- 第2四半期（4-6月）大企業景況感指数
前期より悪化 44%（前期比13ポイント上昇）
- 3月対外貿易統計
輸出額 3,236億香港ドル（前年同期比▲5.8%）
輸入額 3,583億香港ドル（前期同期比▲11.1%）
- 2020年の域内総生産（GDP）実質成長率 政府見通し
前年比▲4%～▲7%（4月30日発表、前年比▲1.5～+0.5%の見通しを下方修正）
- 3月小売売上高（暫定値）
230億3,600万香港ドル（前年同期比▲42.0%）
- 4月香港購買担当者指数（IHS Markit発表）
36.9（前月比0.2ポイント上昇）
- 第2四半期（4-6月）中小企業景況感指数（Hong Kong Productivity Council, Standard Chartered Bank発表）
26.2（前期比6.9ポイント悪化）
- 第1四半期外食産業売上高（暫定値）
216億6,600万香港ドル（前年同期比▲31.2%）

3. 香港政府による経済振興と企業支援策（4）

業界別支援（その3）

a) 法曹界への支援

- ・ LAWTECH FUND：中小の法律事務所、法廷弁護士事務所（所属弁護士と関係者が5人以下）のITシステムをアップグレードとスタッフのIT研修に対する補助金 1事務所につき最大HK\$50,000（司法機構のオンライン会議システム活用によるヒヤリング実施への対応）
詳しくはこちら：<https://www.hkba.org/covid-19/lawtech-fund>（申込期限：6月26日）

b) 教育機関、教育関連産業等への支援

- ・ ノンフォーマル教育を提供する登録民間教育機関に対する助成金 HK\$40,000 (1 回限り)
- ・ 学校や大学でモノやサービスを提供する業者に対する助成金 (1 回限り)
 - 1) 飲食業者 (売店、食堂、レストラン) HK\$80,000
 - 2) 弁当業者 1 校につき HK\$10,000
 - 3) スクールバスの運転手とシッター 運転手 1 人/1 台のバスに乗車しているシッターに対し HK\$10,000
- ・ 学校に招聘されているインストラクター、コーチ、トレーナー、オペレーター 1 人当たり HK\$7,500
- ・ National Sports Associations and Sports Organizations の登録コーチに対する助成金 1 人当たり HK\$7,500 (1 回限り)
- ・ Social Welfare Dept. の支援を受けている組織のインストラクター (文芸・趣味クラス) に対する助成金 1 人当たり HK\$7,500 (1 回限り)

詳細は、教育省より直接教育機関、団体、組織に通知。

c) 保育所・託児所への支援

- ・ 保育所・託児所に対する補助金を 4 か月間 (2020 年 2 月~5 月) 支給金額は運営規模やサービス内容によって決定

詳細は、社会福利局より直接保育所・託児所に通知。

d) 金融サービス業への支援

- ・ 香港証券取引所参加者と Securities & Futures Commission のライセンスを保有する個人に対する助成金 (1 回限り)
 - 1) Category B と C の取引所参加者 (マーケットシェア 15 位以下のブローカー) HK\$50,000
 - 2) Securities & Futures Commission のライセンスを保有する個人 HK\$2,000

詳細は後日、香港証券及投資学会より発表。

<https://www.hksi.org/en/latest-news/anti-epidemic-fund-for-securities-industry/>

e) 不動産業への支援

- ・ 民間住宅に対する支援
 - 1) 不動産管理業務の最前線で業務を行っている作業員 (清掃、警備等) に対する手当て 4 か月間
支給 1 人につき月額 HK\$1,000 (但し、1 棟(ブロック)最大 6 人まで)
 - 2) 不動産管理会社もしくは不動産保有会社に対して清掃・衛生管理の向上のため、4 か月間補助金を支給 1 棟 (ブロック) につき月額 HK\$2,000

詳しくはこちら : <https://www.pmsahk.org.hk/en/aspm/scheme.html>

(Phase 1: Residential and Composite 申込期限 : 5 月 31 日)

- ・ 工業・商業ビルに対する支援

感染症予防基金第 2 弾では対象となっていなかったものの、支援を行うことを決定。

- 1) 不動産管理業務の最前線で業務を行っている作業員（清掃、警備等）に対する手当で4か月間支給 1人につき月額 HK\$1,000（但し、1棟（ブロック）最大12人まで）
- 2) 不動産管理会社もしくは不動産保有会社に対して清掃・衛生管理の向上のため、1回限りの補助金を支給 1棟（ブロック）につき HK\$4,000（但し、1つの集合物件に対し最大 HK\$200,000 まで）

詳しくはこちら：

https://www.pmsahk.org.hk/en/aspm2/application/application_guidance.html (Phase 2: Industrial and Commercial 申込期限：6月15日)

- ・ 不動産取引関連ライセンスを保有する個人に対する現金支給 24ヶ月分のライセンス登録料相当（1回限り）

f) 旅客・貨物運送業への支援

- ・ タクシーとミニバスに対する支援
 - 1) タクシーと緑色および赤色ミニバスに対する燃料費12か月間補填（2020年7月～2021年6月）
 - a) LPG車については、LPG1リットルにつき HKD1（燃料費の約3分の1相当）
 - b) ガソリン、ディーゼル車については、燃費の3分の1を補填
 - 2) タクシーと赤色ミニバスの運転手に対する補助金
 - a) 適格運転手（稼働条件等有） 毎月 HK\$6,000 の補助金を6ヶ月間支給（2020年4月～9月）
 - b) 適格運転手の条件を満たさないものの、一定の条件を満たす運転手 HK\$7,500（1回限り）
 - 3) タクシーと赤色ミニバスの登録所有者に対する補助金 1台につき HK\$30,000（1回限り）
 - 4) Passenger Service Licence（緑色ミニバスルート運営ライセンス）保有者に対する補助金
緑色ミニバス1台につき HK\$30,000（1回限り）
（本件のみ詳細は運輸省よりライセンス所有者へ通知済み、申込期限：9月30日）
詳細は後日、運輸省より発表。
https://www.td.gov.hk/en/fsub/fsub_01/index.html
- ・ フランチャイズ運営をしていないバス、スクールバス、ハイヤーカー、軽貨物自動車、商用船舶に対する支援
 - 1) フランチャイズ運営をしていないバスの登録所有者に対する補助金 1台につき HK\$20,000（1回限り）（申込期限：5月31日）
 - 2) スクールバス、ハイヤーカー、軽貨物自動車、商用船舶の登録所有者に対する補助金 1台につき HK\$10,000（1回限り）（但し、商用船舶については資金用途を検査費に限定）
（申込期限：5月31日、但し、軽貨物自動車は9月30日、商用船舶については後日発表）

- 3) フランチャイズ運営をしていないバス、スクールバス、ハイヤーカーの登録所有者に対する補助金 1台につき HK\$30,000 (1回限り)

詳しくはこちら：<https://www.td.gov.hk/en/fsub/ofsub/index.html>

3) については後日、運輸省より発表。

- ・ フランチャイズ運営をしているバス会社、フェリー会社、トラム会社に対する支援

1) フランチャイズ運営をしているバス会社 5 社、フェリー会社 22 社、トラム会社に対し、燃料費（ガソリン／電気）の 3 分の 1 を 12 か月間補填（2020 年 7 月～2021 年 6 月）

2) フランチャイズ運営をしているバス会社 5 社、フェリー会社 9 社、トラム会社に対し、通常の修理・メンテナンス費用と保険料を 6 か月間補填

3) 越境フェリーの登録所有者に対する補助金 1 隻につき HK\$1 百万（1回限り）

詳細は、運輸省より直接各社へ通知。

https://www.td.gov.hk/en/fsub/fsub_02/index.html

- ・ MTR の 6 ヶ月間の運賃 20%値下げに対し半分（10%分）を補助（2020 年 7 月～2021 年 1 月）

g) 芸術文化、クリエイティブ産業への支援

- ・ レジャー文化サービス局の Venue Partner に指定されている組織や団体、Art Capacity Development Funding Scheme の受給者および Hong Kong Maritime Museum に対する補助金（2020 年 3 月に支給済）

- ・ 舞台芸術団体 9 団体への補助金（2020 年 3 月に支給済）

- ・ Hong Kong Arts Development Council が支援する団体やプロジェクトに対する補助金 1 団体 HK\$80,000、1 プロジェクト HK\$15,000（1回限り）（但し、出版系プロジェクトの場合は HK\$3,000）

詳しくはこちら：<https://www.hkadc.org.hk/?p=29895&lang=en>（申込期限：特になし）

- ・ Hong Kong Arts Development Council の支援を受けていない団体に対する補助金 HK\$150,000（1回限り）

詳しくはこちら：<https://www.hkadc.org.hk/?p=29895&lang=en>（申込期限：特になし）

- ・ 個人で活動する芸術家に対する補助金 最大 HK\$7,500（1回限り）

詳しくはこちら：<https://www.hkadc.org.hk/?p=29895&lang=en>（申込期限：特になし）

- ・ レジャー文化サービス局が管理する施設の賃借料 50%減額（～2020 年 9 月）

- ・ ライセンス登録している映画館に対する補助金（4 月 30 日締切済）

1 スクリーンにつき HK\$100,000、1 興行会社につき最大 HK\$3 百万（1回限り）

詳しくはこちら：<https://www.createhk.gov.hk/en/home.htm>

- ・ PMQ と PMQ のテナントに対する補助金

PMQ の運営とテナントに対する賃料減免のため HK\$25 百万を補助

- ・ 地元印刷・出版会社に対し、次回の Hong Kong Book Fair 出展費用を全額補助

但し、1 出展者につき最大 HK\$100,000

その他の COVID-19 に関する政府支援策や詳細はこちら：

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/anti-epidemic-fund.html>

補助金等政府資金援助プログラムはこちら：

<https://www.startmeup.hk/startup-resources/government-funding-scheme-and-support/>

ニュースレターの内容やその他香港に関するご質問・ご相談は、こちらのメールアドレス
または電話番号までご連絡下さい。

Email: k_hashiba@hketotyو.gov.hk (担当：橋場・浜川)

Tel: 03-3556-8961

配信停止をご希望の方はこちらまでご連絡下さい。: hketo.ia@gmail.com

=====

香港經濟貿易代表部 Hong Kong Economic & Trade Office
投資推進室 InvestHK Desk

Tel: 03-3556-8961 Fax: 03-3556-8960

〒102-0075東京都千代田区三番町30-1

E-mail: k_hashiba@hketotyو.gov.hk

URL: <http://www.InvestHK.gov.hk> (InvestHK)

<http://www.hketotyو.gov.hk> (香港經濟貿易代表部)

=====



InvestHK
The Government of the Hong Kong
Special Administrative Region